

めむろ人まち育て助成金

新型コロナウイルス感染症対策・活動持続のための臨時助成金募集要項

1 事業内容

町民活動の持続や会員間交流を目的とした事業・活動のうち、新型コロナウイルス感染症対策に関わる費用を臨時に助成します。

2 応募資格

町内に所在する民間団体(法人、任意の種別を問わない)および個人  
ただし、次の要件に該当する事業は対象外となります。

- (1)本町の他の補助金の交付を受けている事業
- (2)営利を目的とする事業
- (3)政治活動、宗教活動を行う事業

なお、同一の申請者が、年度内に複数回、申請することはできません。

3 応募方法

所定の用紙(様式第A号)に必要事項をご記入の上、めむろ町民活動支援センター(以下、センター)へ提出してください。感染対策前と比較するため、令和元年度(2019年度)の決算資料を添えてください。

4 応募期間

令和4年5月23日(月)より随時(当事業予算がなくなり次第、終了)

5 対象事業と期間

町民活動の持続のため、感染症対策に関わり増えた費用や新たな取り組み、または活動休止中の会員間交流を目的とした事業・活動が対象となります。

助成対象となる期間は令和4年4月1日(金)~令和5年2月28日(火)です。

6 助成額

助成対象となる会場使用料については、上限なく全額助成します。

ほかの対象経費については、1団体につき3万円以内で原則全額助成します。

7 助成対象経費

助成対象・対象外経費は、次のとおりです。

助成対象、対象外経費について

【助成対象経費】

科目	内容例
使用料	身体的距離が保たれる会場への変更など ※感染対策前(令和元年度)に利用していた会場と比較し、増えた部分が対象

科目	内容例
旅 費	身体的距離が保たれる移動手段の変更など 交通費、人員の移動に要した車両賃借代やガソリン代など (ただし事業のために消費した数量が明瞭に算定できること) (ガソリン代の算出方法：走行距離 km×37円 ) (レンタカー利用の場合、実費)
消耗品費	活動中の感染予防に関わる新たな消耗品など (例：飛沫防止策としてのついで、消毒液) (ただしマスクなど活動中の感染予防に限らないもの、個人でできる範囲の感染予防のものについては含まない)
印刷製本代	活動休止中の会員間交流のための新たな会報や、 新しい生活様式の周知に関わる印刷物の作成など
通信運搬費	活動休止中の会員間交流のための郵送代や電話代など (例：切手、ハガキ、電話代など)
人件費 (報酬を含む)	新しい生活様式につながる勉強会の講師への謝礼(商品券等金券分も含む) (例 オンライン例会に向けた勉強会)
ほか	燃料費・水光熱費・広告費・手数料・保険料・委託料については現時点では想定しないが、内容次第では受け付ける。

#### 【備考】

次に掲げる経費は、助成対象経費になりません。

- (1) 申請者の活動管理運営経費(家賃、専従スタッフの人件費、通常発送されている会報に関わる費用など)
- (2) 申請団体構成員に対する謝金等(但し妥当な経費として審査で認められた場合は可)
- (3) 助成対象経費として認められる人件費以外の目的で使用される商品券その他金券、記念品、賞品等の購入および賞金に要する経費
- (4) 飲食を目的とする経費
- (5) 備品費(1品1万円以上のもので、かつ、複数年使用することが可能なもの)
- (6) 領収書等により申請者が支払ったことを明確に確認することができない経費

#### 8 審査・選考について

提出書類をもとに当臨時助成金の目的に合うものであるか、額面など内容に誤りがないことが確認された後、助成金内定額確定とします。

#### 9 助成金交付について

事業完了後、所定の用紙でセンターまで報告をし、助成金額を確定し清算します。

#### ■応募先・問合せ先

めむろ町民活動支援センター

〒082-0013 芽室町東3条3丁目1番地 芽室町中央公民館 1階

☎62-0413 FAX62-0414 ✉katsudou.center@cotton.ocn.ne.jp